

PART 750
Application Processing, Issuance and/or Denial
申請書の処理、発行及び拒絶

Sec.		Page
750.1	適用範囲	1
750.2	番号分類請求及びアドバイザーオピニオンの処理	1
750.3	BIS及び他の政府機関及び省庁による輸出許可申請書の審査	1
750.4	輸出許可申請書の処理手続き	1
750.5	[Reserved]	
750.6	輸出許可申請書の拒絶	4
750.7	輸出許可証の発行	5
750.8	輸出許可証の取消し又は停止	9
750.9	副本の輸出許可証	9
750.10	輸出許可証の譲渡	9
750.11	出荷許容差	10

PART 750 (第750章) — 申請書の処理、発行及び／又は拒絶

§ 750.1 適用範囲

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。本章は、産業安全保障局 (BIS) が輸出許可申請書を審査する手順及び各種申請書に適用される処理の時間を定める。輸出許可証又は輸出許可申請書の発行、拒絶、取消し又は停止に関する情報が、副本又は差替えの輸出許可証取得、輸出許可証の譲渡、及び輸出許可証で利用できる出荷許容差についての手続きとともに提示されている。本章は、処理中の申請書の状況の入手に関する説明についても収載している。

§ 750.2 番号分類請求及びアドバイザーオピニオンの処理

(a) 番号分類請求

EAR § 748.3(a) 及び(b) で定める手続きに従って提出されたすべての番号分類請求は、受理後暦日で 14 日以内に回答される。すべての回答は、妥当な番号分類（例えば、品目が輸出管理規則 (EAR) の対象となるかどうか、そして、もし該当する場合、適切な輸出規制分類番号 [ECCN]）について請求者に通知する。

(b) アドバイザーオピニオン請求

EAR § 748.3(a) 及び(c) で定める手続きに従って提出されたすべてのアドバイザーオピニオンは、受理後暦日で 30 日以内に回答される。認証最終需要者の認可を得るための請願は、EAR § 748 付則 9 で定めるところにより、暦日で 30 日以内に決定される。

§ 750.3 BIS 及び他の政府機関及び省庁による輸出許可申請書の審査

(a) BIS による審査

特定の輸出許可申請書を審査する際に、BIS は申請書の裏付けとして提出されたすべての証拠書類とともに、輸出許可申請書の徹底的な分析を行う。品目及び最終用途の審査に加えて、BIS は取引の各当事者の信頼度を考慮し、さらに入手可能な情報機関の情報を精査する。可能な限り、BIS は他の機関に輸出許可申請書を照会することなく輸出許可の決定を下すが、BIS は、いくつかの輸出許可申請書に関しては、他の米国政府機関及び省庁に意見を求める場合がある。

(b) 他の政府機関又は省庁による審査

- (1) 国防総省、エネルギー省、国務省及び軍備管理軍縮局 (ACDA) は、EAR のもとに提出された輸出許可申請書を審査する権限を有している。それに加えて、BIS は必要に応じて他の米国政府機関又は省庁に輸出許可申請書を照会する場合がある。これらの機関及び省庁は、本章では、“機関”と呼んでいる。これらの機関は輸出許可申請書を審査する権限を有しているが、特定の種類の輸出許可申請書については審査する必要がないと決定する場合がある。これらの事案においては、当該機関は、その特定機関による審査なしに輸出許可申請書を処理する権限を BIS に委任することになる。
- (2) 国防総省、エネルギー省、国務省及び ACDA は、通常、国家安全保障、ミサイル技術、核不拡散、及び生物化学兵器拡散理由で規制される品目を含む輸出許可申請書、又は懸念される国及び／又は最終用途に向けられる輸出許可申請書に関与する。特に、これらの機関は、次の輸出許可申請書の審査に関与する：
 - (i) 国防総省は、主として国家安全保障及び地域安定理由で規制される品目、並びに暗号品目に関連する規制に関与する；
 - (ii) エネルギー省は、主として核不拡散理由で規制される品目に関与する；
 - (iii) 国務省は、主として国家安全保障、核不拡散、ミサイル技術、地域の安定、反テロリズム、犯罪規制理由及び制裁のために規制される品目に関与する；並びに
 - (iv) 司法省は、暗号品目及び電話、口頭若しくは電子での伝達の秘密傍受のために主として有用な品目に関する規制に関与する。

§ 750.4 輸出許可申請書の処理手続き

(a) 概要

- (1) すべての輸出許可申請書は、輸出許可申請書の BIS の登録日から遅くとも暦日で 90 日までに決定

されるか、大統領に付託される。本節でいうところの処理時間は、暦日で定義される。本章で定める手続き及び期限は、1996年2月4日以降に登録されたすべての輸出許可申請書に適用される。1996年2月4日以前に登録された輸出許可申請書については、1995年12月6日以前に効力を有した手続き及び期限が適用される。

- (2) 正確に漏れなく記入された輸出許可申請書は、BISが受理次第、速やかに登録される。登録は、申請書がBISの電子輸出許可処理システムに入力された時点として定義される。あなたの申請書に、BISが申請書を登録するのを妨げる不備を含む場合、BISはその不備を修正しよう申請者に連絡を試みるが、連絡がとれない場合、輸出許可申請書は登録せずに返送される。返送が必要とされる具体的な不備は、返送される輸出許可申請書に添付する通知書に列挙される。輸出許可申請書が登録されても、BISが輸出許可申請書を処理するのに重大な不備を訂正できない場合、何の措置もせずに返送される。通知書で、不備の内容及び不備の内容を修正するのに必要な措置を特定する。あなたが輸出許可申請書を再提出すると決定した場合、輸出許可の処理時間枠を計算する際に、新規の輸出許可申請書として扱われる。

(b) 処理時間の計算に含まれない措置

次に掲げる措置については、輸出許可申請書の処理について本節の(a)(1)項で定める期限の計算にはカウントされない：

(1) 申請者による遅延の同意

BISは申請者に、輸出許可申請書を裏付けるための追加情報の提示、処理中に生じた疑問点への返答、又は輸出許可申請書に対する提案条件若しくは補足の受諾を要求する場合がある。BISが本章の§ 750.6で定められている拒絶を意図する書状を申請者に提示した場合、処理時間は、輸出許可申請書の修正を交渉し、輸出許可申請書に対する外国の当事者から当該修正の合意を得るために、停止させる場合がある。

(2) 輸出許可予備審査

規制品目の受取人の身元及び信頼度を確証するために、輸出許可予備審査が、以下を条件として、政府ルートを通じて実施される場合：

- (i) 当該輸出許可予備審査の必要性が商務長官により確認されるか、輸出許可予備審査の要請が他の機関により行われ、かつ、その要請が以下の時間枠に従って行なわれた場合にあっては、当該機関により確認されること；

(A) 輸出許可予備審査が、予備審査が必要であると決定してから5日以内に要請されること；かつ

(B) 輸出許可予備審査の結果、その評価が5日以内に完了すること。

(3) 政府間保証

輸出又は再輸出が承認された品目の適切な最終用途についての政府間保証要求であって、その保証が得られなかった場合、結果として輸出許可申請書が却下となる場合（次の(i)から(iii)を条件とする）：

- (i) 当該保証の要求が、保証が必要であると決定されてから5日以内に、国務長官に送られること；
(ii) 国務長官が、この保証要求を受理後、10日以内に関係政府にこの要求を提出すること；かつ
(iii) 商務長官が、要求された保証を受理後、5日以内に輸出許可証が発行されること。

(4) 協議

他の政府との協議であって、その協議が、輸出許可承認の前提条件として関連する2国間協定又は多国間レジームで定められている場合

(5) 多国間審査

輸出許可申請書の多国間審査であって、その審査が、関連する多国間レジームにより必要な場合

(6) 議会への通知

輸出管理法(EAA)改正版の§6(j)のもとに、商務長官及び国務長官は、国務長官によりテロ支援国として指定された国に向けて、これらの国の軍事力に重大な貢献をする可能性があるか、これらの国が国際テロ行為を支援する能力を強化する可能性がある品目の輸出許可証を発行する30日前に議会のしかるべき委員会に通知することが義務付けられている。従って、この要求事項の対象となる輸出許可証の発行は30日間遅れることになる。

(i) 仕向国

以下の国は、国務長官によりテロ支援国として指定された：

~~キューバ~~、イラン、北朝鮮、スーダン及びシリア

(ii) 通知要求事項の対象品目

以下の品目の軍、警察、諜報機関又はその他の機微な最終需要者への輸出又は再輸出を含む輸出許可申請書は、この通知要求事項の対象である：

- (A) 国家安全保障理由で規制されるすべての品目；
- (B) 生物化学兵器拡散理由で規制されるすべての品目；
- (C) ミサイル技術理由で規制されるすべての品目；
- (D) 核不拡散理由で規制されるすべての品目；及び
- (E) CCL で規制される品目のうち、エントリーの見出しがワッセナーアレンジメント軍需品リストに含まれるものとして規制されるすべての品目。

(iii) 特別な通知

国務長官が、指定国への CCL で規制されている品目の輸出又は再輸出が、“指定国の軍事力（その軍事兵站能力を含む）に重大な貢献をする可能性があるか、当該国の国際テロ行為への支援能力を強化する可能性がある”と決定した場合、商務長官と国務長官は、当該輸出又は再輸出の輸出許可証が発行される 30 日前に、議会のしかるべき委員会に通知しなければならない。

(7) 議会への通知

通知が EAR § 743.5 により義務付けられている輸出に対する認可を発行する前の議会への通知（通知の前の協議を含む）。

(c) 最初の処理

輸出許可申請書の登録から 9 日以内に、BIS は必要に応じて以下のことを行う：

- (1) 追加情報が必要な場合、輸出許可申請書に誤って記入されている場合、若しくは必要な添付文書がない場合、追加情報又は正しい情報を要求するために、申請者に連絡する；
- (2) 輸出許可申請書に記述された分類番号が正しいか確かめる；
- (3) 輸出許可が不要な場合、輸出許可が不要であることを申請者に通知する説明文をつけて、輸出許可申請書を返送する；
- (4) 輸出許可申請書を承認するか、若しくは輸出許可申請書を拒絶する意向を申請者に通知する；又は
- (5) 輸出許可申請書について権限委譲を受けている場合を除いて、すべての必要な推奨案及び分析内容とともに輸出許可申請書を並行してすべての機関に電子的に照会する。電子ファイルに含まれない関連情報は、紙面コピーで同時に送り届けられる。

(d) 他の機関及び／又は諸機関間のグループによる審査

- (1) 照会を受けてから 10 日以内に、審査機関は、本節の (c) (5) 項で定める照会に含まれていない情報を BIS にアドバイスしなければならない。BIS は、速やかに申請者にその情報を要求する。審査機関より情報が要求された日から、その情報が審査機関により受け取られた日の間に経過した時間は、処理時間枠にはカウントされない。
- (2) 最初の照会を受けてから 30 日以内に、審査機関は、輸出許可申請書を（条件若しくは補足を付けて或いは付けずに）承認するか、拒絶するかいずれかの勧告を BIS に提出する。そのような勧告は、必要に応じて、専門家の意見を提供するために設置された諸機関間のグループでの協議及び／又は議論並びに諸機関間協議の調整の結果を受けて行なわれる。これらの諸機関間のグループには以下のものがある：

(i) ミサイル技術輸出規制グループ (MTEC)

MTEC（国務省が議長をつとめる）は、ミサイル技術理由で規制される品目を含む輸出許可申請書を審査する。MTEC は、ミサイル技術 (MT) 理由で規制されないが、MT 懸念国及び／又は MT 懸念最終用途／最終需要者を仕向先とする品目を含む輸出許可申請書についても審査する。

(ii) 核輸出調整サブグループ (SNEC)

SNEC（国務省が議長をつとめる）は、核不拡散理由で規制される品目を含む輸出許可申請書を審査する。SNEC は、核不拡散 (NP) 理由で規制されないが、NP 懸念国及び／又は NP 懸念最終用途

／最終需要者を仕向先とする品目を含む輸出許可申請書についても審査する。

(iii) The Shield[シールド]

シールド（国務省が議長をつとめる）は、生物化学兵器理由で規制される品目を含む輸出許可申請書を審査する。シールドは、生物化学兵器 (CBW) 理由で規制されないが、CBW 懸念国及び／又は CBW 懸念最終用途／最終需要者を仕向先とする品目を含む輸出許可申請書についても審査する。

(e) 審査機関による勧告

輸出許可申請書の拒絶を勧告する審査機関は、EAA 又は EAR の条項に沿って理由の説明を提示するとともに、拒絶勧告の制定法上及び規則上の根拠を引用しなければならない。30 日以内に制定法上及び規則上の根拠で裏付けられた理由の説明をつけた勧告を提示しなかった審査機関は、BIS の最終決定に異議がないものとみなされる。

(f) 諸機関間の異論の解決及び段階的拡大の手続き

(1) 運営委員会 (OC) への段階的拡大

(i) 審査機関が輸出許可申請書の最終処理に対して合意が得られない場合、解決のために OC に拡大される。OC の議長は、審査機関の勧告及び OC の公開セッションで申請者本人により提出された情報を検討する。各機関は、審査機関の勧告受理の最終期限から 14 日以内に、輸出許可申請書に対する議長の決定を通知される。

(ii) いずれかの機関が OC の議長決定に合意しない場合、当該機関は解決のために輸出政策諮問委員会の議長に上訴することにより、その決定を段階的に拡大することができる。OC の議長決定から 5 日以内にこのような段階的拡大の要求が行われなかった場合、議長決定が最終のものとなる。

(2) 輸出政策諮問委員会 (ACEP) への段階的拡大

ACEP への段階的拡大の要求は、上院の助言及び同意を得て大統領から任命された当局者、又はこのような法律上の機能を持って適切に職務を果している者からの書面で行なわなければならない。ACEP は、すべての関連情報及び勧告を審査する。ACEP の議長は、段階的拡大の要請を受けた日から 11 日以内に ACEP の多数決の投票による決定を審査機関に通知する。その決定から 5 日以内に、決定に異議を唱える機関は、輸出管理審査評議員会の議長としての商務長官の法律上の権能をもった商務長官に、ACEP の決定を書面で上訴することができる。書面による要求は、段階的拡大を要求する機関の長官により行なわなければならない。同じ期間内に、商務長官は輸出許可申請書を検討するために長官自らの主導により会議を始めることができる。期限までに上訴がない場合、ACEP の決定は最終のものとなる。

(3) 輸出管理審査評議員会 (EARB) への段階的拡大

EARB は、すべての関連情報及び勧告、並びに該当する可能性があるその他の輸管理事項を審査する。商務長官は、上訴を受けた日から 11 日以内に EARB の多数決の投票による決定を審査機関に通知する。決定から 5 日以内に、EARB の決定に異議を唱える機関は、大統領に決定の上訴をすることができる。上訴は、異議を唱える機関の長官から、書面で行なわなければならない。期限までに上訴がない場合、EARB の決定は最終のものとなる。

§ 750.5 [Reserved]

§ 750.6 輸出許可申請書の拒絶

(a) 拒絶意図の通知

BIS があなたの輸出許可申請書の拒絶を意図する場合、BIS は決定してから 5 日以内に書面であなたに通知します。通知には以下の内容を含みます：

- (1) 拒絶決定の意図；
- (2) 拒絶の制定法上及び規則上の根拠；
- (3) 米国の国家安全保障及び外交政策に沿う範囲において、輸出許可申請書を拒絶する決定に至った具体的な理由；
- (4) もしあれば、輸出許可申請書に対しどの修正又は制限をすれば、BIS が輸出許可申請書について再

審議することができるか；

- (5) その論点について申請者と議論する立場にいる BIS の代表者の名前；並びに
- (6) 上訴手続きの可能性

(b) 拒絶を意図する通知への返答

輸出許可申請書が拒絶される前に、その決定に対して返答する期間として通知日から 20 日間が与えられている。通知に返答した場合、BIS は、返答の結果として、拒絶の決定が変更されたか否かを知らせる。通知された日から 45 日目までに知らされなかった場合、その拒絶は更なる通知なしに、最終決定となる。その後、EAR § 756 のもとに上訴の権利の行使期間として、最終拒絶から 45 日の期間がある。

§ 750.7 輸出許可証の発行

(a) 適用範囲

輸出許可は、輸出許可申請書及び添付書類で記述される具体的な取引又は一連の取引だけに認可される。輸出許可申請書は、全体又は一部が承認されるか、又は輸出許可証そのものに記載された或いは EAR における条件若しくは制限により、さらに限定される場合がある。

(b) 輸出許可証の発行

BIS は、BIS の簡略ネットワーク申請手順[Simplified Network Application Processing (SNAP.R)]システムにより電子的に若しくは書面により又は電子的及び書面の両方により、輸出許可証を発行することができる。それぞれの輸出許可証は輸出許可証番号を持ち、この番号は輸出許可証に表示される。

(c) 輸出許可証の変更

- (1) 以下の重要ではない変更については、BIS への輸出許可証の“差替え”の提出又はその他の通知は不要である。(本項で特定されない変更を望む場合、EAR § 748 付則 1 のブロック 11 に記載された指示事項に従って“差替え”輸出許可証を提出する必要がある)：
 - (i) 単価又は総価額の減額；
 - (ii) 価額の増加であって、本章の § 750.11 の出荷許容差において容認される場合；
 - (iii) 出荷地点（輸出港）の変更、又は輸送費、荷車運送料、入港税、貨物保管料、通貨変動等の結果としての変動に基づいて正当化できる価額の上昇；
 - (iv) 輸出許可証上の“価格についての記載”（すなわち、輸出者の利益を加えた指定日における市場価額或いは同様の根拠に基づいた価額設定を容認する）に適合した単価又は総価額の設定；
 - (v) 中間荷受人の変更であって、新たな中間荷受人が輸出許可証上で示される最終仕向国に所在する場合（ただし、混載積荷に関与している中間荷受人の変更又は追加は除く）；
 - (vi) 船積み書類及び輸出許可証において中間荷受人の指定なしに、最終仕向国ではないカントリーグループ B にリストされる国（EAR § 740 付則 1 参照）の港で運輸会社から荷降ろしすることにより出荷の連続性に変更される場合であって、次の (A) から (E) を条件とする：
 - (A) 船積み書類及び輸出許可証で示される仕向国に単に送り届けるために、積荷を他の船舶、はしけ又は車両に積替えることを目的とすること；
 - (B) 積荷が、通し船荷証券（Through B/L）により移送中であること；
 - (C) 運輸会社が、カントリーグループ D:1 若しくは E:2 (EAR § 740 付則 1 参照) の国、又はこれらの国の国民により登録、所有、管理、チャーター又はリースされていないこと；
 - (D) 最終荷受人に配送されるまで、運輸会社が積荷の保管を維持していること；並びに
 - (E) 輸出港で最初に発行された原本の船荷証券又は航空貨物運送状が、積荷と一緒に最終荷受人に引き渡されること；
 - (vii) 購入者若しくは最終荷受人の住所変更であって、新しい住所が輸出許可証で示されるのと同じ国にある場合；
 - (viii) ECCN の変更であって、CCL における公式の改正に適合する目的でのみ必要な場合、又は品目説明の字句の変更。これは、出荷される品目の実質的な変更、又は輸出許可証に記載された総価額若しくは数量の増加については対象としない；又は
 - (ix) 輸出許可証において承認された最終需要者及び最終荷受人への及びその最終需要者間での直接

の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）（ただし、これらの最終需要者及び最終荷受人が上記の輸出許可証に名前および所在地がリストされており、かつ、上記の輸出許可証に当該最終需要者により対応できない最終荷受人に固有の条件（例えば、当該最終荷受人によって行われなければならない報告要求事項）が記載されていないことを条件とする）。承認された最終需要者の間での再輸出及び移転（国内における移転）は、輸出許可証の条件によってさらに限定される場合がある。

(x) EAR § 742.5(b)(3) のミサイル技術の輸出許可運用方針に基づいて許可されるミサイル技術（MT）で規制される必要最小限の“ソフトウェア”及び／又は“技術”の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）。（MT 規制品目の輸出許可に対して適用できる最小限の“ソフトウェア”及び／又は“技術”の適用範囲及びその他の制限事項について § 742.5(b)(3)(i) を参照のこと）。

(c)(1)(x) 項の注 1: この MT 関連の輸出許可運用方針は、すべての MT 関連の輸出許可に適用されるので、本節の (b)(3)(i) 項で規定されることにより、本節の (c)(1)(x) 項に基づいて施行される（ただし、輸出許可に対して本節の (c)(1)(x) 項の使用を除外される条件が設定される場合を除く）。

(c)(1)(x) 項の注 2: EAR § 740.13 の許可例外 TSU は、§ 740.2 の (a)(5) 項で指定される MT 理由で規制される ECCN にのみ適用できる（ただし、ソフトウェア又は技術が上記の項で指定される最終用途のためのものであること及び許可例外 TSU の要求事項を満たすことを条件とする）。（§ 740.2(a)(5) 及び § 740.13 を参照のこと）。§ 742.5(b)(3) の輸出許可運用方針は、許可された輸出（又は再輸出、又は移転（国内における移転））に対してのみ適用できる。

(2) ある状況下において、輸出許可証にリストされた人の名前（すなわち、輸出者、再輸出者、購入者、中間荷受人、最終荷受人又は最終需要者）の変更について認可することができる（ただし、輸出許可証が発行された時より関係者が所有権における変更（吸収合併又は買収を含む）又は法的地位における何らかの変更を受けていなかった場合に限る）。この (c)(2) 項に依存するために、BIS は、EAR § 748.3(c) 及び下記の指示事項に基づいて輸出許可証の取得者により提出されたアドバイザリーオピニオンに応じて、名称の変更を認可しなければならない。

(i) アドバイザリーオピニオン請求は、輸出許可証の取得者の企業のレターヘッドで提出されなければならない。以下の情報を盛り込まなければならない：

(A) アドバイザリーオピニオンの標題（以下の様式で）：

“輸出許可の名称変更の届出及び審査請求”；

(B) その届出及び審査請求の対象となるすべての輸出許可番号（その書状の中又は別個の付属書のいずれかで）；

(C) 輸出許可証にリストされた一つ以上の名称の変更（旧及び新の名称を含む）、及びいつその名称が変更されるのか（その書状の中又は別個の付属書のいずれかで）；

(D) 名称変更の理由に関して入手可能な背景となる情報（例えば、一つ以上の名称を変更する者からのプレスリリース）；並びに

(E) 所有権における変更（吸収合併又は買収を含む）又はその名称を変更する一人以上の者に関して法的地位における何らかの変更があったか否かに関する申告。

(F) 請求が認可される場合、BIS からのアドバイザリーオピニオンの返答を、輸出許可証の取得者が、輸出許可証にリストされたその他のすべての者と共有し、かつ、そのアドバイザリーオピニオンの返答が EAR § 762 の記録保管要求事項に基づいて保持されなければならないことを、それらの者に通知することの確認。

(ii) 名称変更がその輸出許可に対して重要な変更でないと BIS が判断し、輸出許可証にリストされた一つ以上の名称を変更する請求を認可する場合、BIS は、届出を提出した輸出許可証の取得者に書面による返答を送付する。輸出許可証にリストされた一つ以上の名称を変更する請求を BIS が認可しない場合、BIS は、届出を提出した輸出許可証の取得者に書面による返答を送付する。

(iii) 認可された名称変更を伴う輸出許可証の利用についてのガイダンスについては、§ 758.4(d)（認可された名称変更を伴う輸出許可証を背景にした輸出）を参照のこと。

(iv) 輸出許可証の名称変更の届出及び審査請求が BIS により却下された場合、又は輸出許可証の取得者が輸出許可証が発行された時よりその輸出許可証に重要な変更（例えば、輸出許可証に

リストされた者の所有権における変更（吸収合併又は買収を含む）、又は法的地位における何らかの変更）があったと判断した場合、新しい輸出許可申請書が提出されなければならない。

(d) 輸出許可証保有者の責務

輸出許可が発行された者をライセンシー[輸出許可証保有者]という。輸出取引において、輸出者は輸出許可証保有者でなければならず、輸出者である輸出許可証保有者は、輸出許可証の適切な使用及び輸出許可証のすべての条件と制約に対して責任がある（ただし、特定の条件及び制約が一部の他の取引当事者に指示される範囲を除く）。再輸出及びルーティッド輸出取引（Routed export transactions）[外国の主たる受益者が、米国からの品目の輸出を容易にするため、米国の運送又はその他の代理店に委任して行う輸出取引]において、外国の主たる受益者に代わって活動する米国代理店が輸出許可証保有者である場合がある；これらの場合に、代理店及び代理店が代わって活動する相手先の海外の主たる受益者の双方は、輸出許可の使用及び輸出許可のすべての条件と制約に対して責任がある（ただし、特定の条件及び制約が一部の他の取引当事者に指示される範囲を除く）。これらの条件が適用される当事者に対して具体的な輸出許可条件を伝達することは、輸出許可証保有者の責務である。その他に、輸出許可証により義務付けられている場合、輸出許可証保有者は、これらの条件が適用される当事者から、この条件の書面による承諾書を取得する責任がある。

(e) 輸出許可証の使用の禁止

EAA の § 11 (h) で指定される規定に違反し有罪判決を受けたいかなる者も、商務長官の裁量で、有罪判決の日から 10 年までの期間は、いかなる輸出許可証も申請することができない。EAR § 766. 25 を参照してください。

(f) 認可される貨物の数量

ソフトウェア及び技術と違って、貨物は数量及びドル価額の限度で承認される。貨物の輸出又は再輸出の輸出許可申請の結果として発行される輸出許可証は、取引で共通して使用されている具体的な単位の条件で許可される。貨物のドル総価額は、その貨物の単位当たりの価格に基づいて許可される。本章の § 750. 11 で認可される出荷許容差を条件として、許可は、輸出許可証でリストされる数量及び価額の双方によって制限される。

(g) 輸出許可証の有効期間

品目の輸出又は再輸出に関わる輸出許可証の有効期間は通常 4 年である（これとは異なる有効期間が要求され、BIS により明確に承認された場合、又は輸出許可証が発行される時点でその輸出許可証に別途指定される場合を除く）。

4 年の有効期間の例外には、供給不足物資理由で規制される品目の輸出許可申請書（12 か月の有効期間に限られる）及び“緊急”（EAR § 748. 4 (h) 参照）として審査され承認される輸出許可申請書が含まれる。緊急輸出許可証は、緊急輸出許可証が発行された暦日で翌月の月末までに失効する。失効日は、輸出許可証の表面に明確に記載される。失効日が（連邦政府又は州の）法定休日になる場合、有効期間は失効日に続く最初の就業日の 24 時まで自動的に延長される。

(1) 延長された有効期間

BIS は、酌量できる状況がその延長を正当化する場合、4 年を超える有効期間についてケースバイケースで与えることを考慮する。

上記の延長請求は、輸出許可申請時点又は輸出許可が発行された後で、まだ輸出許可が効力を有している時点で行うことができる。BIS は、輸出許可の他の側面に関する変更（例えば、取引当事者及び最終仕向国）については承認しない。

有効期間の延長は、例えば次のいずれかに該当する場合、通常、与えられる：

取引が、たとえば、複数年プロジェクトに関連している場合；

当該期間が、製造委託契約、技術援助契約、倉庫及び販売店契約、又は国際武器取引規則に基づいて発行された輸出許可の期間と一致している場合；

生産のリードタイムにより輸出許可本来の有効期間内に輸出若しくは再輸出が不可能になる場合；

4 年の輸出許可証の有効期間内に予測できない緊急事態が出荷を妨げる場合、又はその他の同様

の状況による場合。

(2) 延長要請

(i) 申請者は、以前に承認された輸出許可証の有効期間内に、書面で延長を要請する書状を提出しなければならない。書状の表題として“Request for Validity Period Extension [有効期間延長要請]”と標記し、以下の情報を含めなければならない：

(A) 要請者の名前、住所及び電話番号；

(B) 原本の輸出許可証のコピー（輸出許可証番号、承認日及び現在の失効日が読みやすいものであること）；並びに

(C) 延長の正当な理由

(ii) すべての適切な添付書類が有効に保管され、申請者が所有していることを確実なものとするとは、申請者の責務である。延長要請が承認された場合、BIS は書面の回答を申請者に提供する。

(h) 特別な種類の輸出許可証

(1) 一時的な輸出又は再輸出のための輸出許可証

あなたが品目の一時的な輸出又は再輸出の許可を与えられた場合であって、当該品目を米国に返送しないことを決定した場合、当該品目の処分のための認可を要請する輸出許可申請書を提出しなければならない。当該品目が暫定的に新たな仕向先で用いられ、使用後、米国に返送される場合を除いて、同じ品目を新たな仕向先に直接、輸出又は再輸出するための輸出許可をした場合に必要となるすべての証拠資料を輸出許可申請書に添付することを確実なものとしなければならない。

(2) 米国内を輸送中 (intransit)

あなたが、米国内を通過して輸送中 (Intransit) の積荷（許可例外 TMP の Intransit 条項が適用できないもの）を認可する輸出許可証を発行された場合、全体が外国原産品の輸送中の積荷の輸出、並びに移送輸出 (T. & E.) 手続き [米国に商品が到着し、海外に再輸出するため別の米国港保税倉庫に移動する時に使用される通関方法] 又は直接輸出 (I. E.) 手続き [米国に商品が到着し、海外に再輸出するため、同じ港の保税倉庫に移動する時に使用される通関方法] が発行済のものについてのみ、あなたの輸出許可は有効である。

(3) 米国外を輸送中 (intransit)

あなたが、EAR § 736. 2 (b) (8) の一般的禁止事項 8 にリストされている国での荷降ろしすること或いはその国を通過して輸送することを認可する輸出許可証を発行された場合であって、元々の輸出許可の申請時点で中間荷受人の身元を知らなかった場合、中間荷受人の身元を確かめたら、すぐに書面で BIS に通知しなければならない。通知には、元々の輸出許可証の番号並びに漏れなく表記された中間荷受人の名前、住所及び電話番号を記載しなければならない。書面による要請書は、EAR § 748. 1 (d) (2) に掲載されている宛先で、BIS に提出しなければならない。

(4) 差替えの輸出許可証

あなたが、(元々の輸出許可証に対して本節の (c) 項の対象ではない変更について) “差替え”の輸出許可証を発行された場合、元々の輸出許可証と“差替え”の輸出許可証の両方を保管しなければならない。

(i) 輸出許可証条件の解除

許可例外のもとでの輸出又は許可不要の場合の輸出に適用されない条件で、輸出許可証のもとに出荷を行った輸出者又は再輸出者、及びその条件に合意した外国の荷受人は、輸出許可された品目に許可例外が適用できるようになるか、輸出許可なしで輸出又は再輸出ができるようになった場合、それ以降はこれらの条件に拘束されない。許可例外が適用できるようになった品目は、適用できる許可例外の条件及び制約、並びに EAR § 740. 2 の制限事項の規制を受ける。輸出許可なしでの輸出ができるようになった品目は、依然として EAR の規制を受け、その品目の輸出、再輸出又は処分は、EAR の要求事項に従う場合にのみ行なうことができる。輸出許可証条件の解除は、許可例外が有効となる以前、又は輸出許可要求事項の削除以前に発生した違反に対する輸出者又は再輸出者の責務を取り除くものではない。

(j) 記録

輸出許可証を発行された場合、輸出許可証を保管するとともに、輸出許可証（使用されたか使用されなかったか、有効期限内か期限切れかを問わない）並びにすべての添付書類及び出荷記録を含む完備した

記録を EAR § 762 に従って保管しなければならない。

§ 750.8 輸出許可証の取消し又は停止

(a) 取消し

すべての輸出又は再輸出の許可証は、通知することなく、全体又は一部について、見直し、停止又は取消しにかけられる。BIS の輸出者支援部は、EAA の § 11 (h) で指定される規定の 1 つについて有罪判決を受けた者が、有罪判決の時点で輸出許可証の権利を有している輸出許可証を、商務長官の裁量で取り消すことができる。例えば、未許可の輸出又は再輸出を防止するために、出荷又は輸出若しくは再輸出取引を、その過程のどの段階においても、停止させることが BIS として必要な場合がある。積荷がすでに輸送途上にある場合、EAA の条項に従って、寄港地で当該積荷を返還又は荷降ろしを命じることが、BIS として更に必要な場合がある。

(b) 取消し又は停止された輸出許可証の返還

BIS が輸出許可証を取消し又は停止した場合、輸出許可証保有者は、輸出許可証が取消し又は停止されていることが通知され次第、直ちに輸出許可証を返還しなければならない。輸出許可証は、EAR § 748.1(d)(2) に掲載されている郵送先で、Attn: "Return of Revoked/Suspended License" として、BIS に返還しなければならない。すべての該当する裏付書類及び出荷記録は、EAR § 762 の記録保管条項に従って、輸出許可証保有者によって保管されなければならない。輸出許可証保有者が、輸出許可証が取消し又は停止されたとの通知を受け次第、直ちに輸出許可証を返送しなかった場合、BIS は EAR § 764 で規定する制裁を課すことができる。

§ 750.9 副本の輸出許可証

(a) 紛失、盗難又は破棄

輸出許可証が紛失、盗難又は破棄された場合、輸出許可証保有者であるあなたは、EAR § 748.1(d)(2) に掲載されている郵送先で、"Attention: Duplicate License Request" として BIS に、書状を提出することにより、副本の輸出許可証を取得することができる。書状において以下について保証しなければならない：

- (1) [輸出許可証保有者の名前及び住所] に発行された [番号] の原本の輸出許可証が紛失、盗難又は破損したこと；
- (2) 紛失、盗難又は破棄された状況；及び
- (3) 原本の輸出許可証が見つかった場合、輸出許可証保有者は BIS に原本又は副本のいずれかの輸出許可証を返還すること。出荷が原本の輸出許可証に対して行われた場合、それらの出荷は副本の輸出許可証に対してカウントされなければならないことに注意しなさい。副本の輸出許可証が発行された場合、EAR § 762 の記録保管条項に従って、副本の輸出許可証を保管しなければならない。

(b) 香港貿易署

輸出許可証に中間荷受人として香港の当事者がリストされている場合はいつでも、或いは香港が再輸出国として特定されている場合、BIS は副本の輸出許可証を自動的に発行する。副本の輸出許可証には "Duplicate for Hong Kong Trade Department [香港貿易署のための副本]" と標記される。この副本は、香港貿易署に提出のため再輸出者又は中間荷受人に送り届けなければならない。原本の輸出許可証は、EAR § 762 の記録保管条項に従って輸出許可証保有者のファイルに保管しなければならない。

§ 750.10 輸出許可証の譲渡

(a) 認可

輸出許可証保有者として、米国から品目の輸出のために発行された輸出許可証を他の当事者に譲渡することができない（ただし、事前に BIS の書面による承認を受けている場合を除く）。BIS は、米国の管轄権に服する被譲渡人であって、主たる受益者のうち、輸出許可証のもとに米国からの品目の出荷管理に関してすべての権限と責任を負う者への輸出許可証の譲渡を認可する場合がある。BIS は、同じ輸出許可証の 1 回限りの譲渡、及び品目を輸出するための輸出許可証の譲渡のみを承認する。

(b) 輸出許可証の譲渡の要求方法

(1) 輸出許可証保有者からの書状

あなたは、輸出許可証保有者として、1つ又は複数の輸出許可証の譲渡を要求するために、書面による書状を提出しなければならない。書状には以下の情報を含まなければならない：

- (i) 譲渡を要求する理由；
- (ii) 発行済の輸出許可証の番号リスト又は輸出許可証保有者名義のすべての発行済の輸出許可証が譲渡されることの申告のいずれか、及びこれらの発行済の輸出許可証の総数；
- (iii) 譲渡されることになるすべての輸出許可申請書であって、BIS で未決定となっているもののリスト（それぞれについて申請書管理番号を特定したもの）、又は未決定となっている輸出許可申請書を特定する際に助けとなるその他の情報；
- (iv) 輸出許可証及び輸出許可申請書を譲渡することを予定している者の名前及び住所；
- (v) 譲渡を必要としている事実；
- (vi) 譲渡に関して何らかの対価が支払われたか否か、支払われることになる否かに関する申告；並びに
- (vii) 新しい企業名が合法的に設立された、新しい会社若しくは企業が創設された、若しくは資産が移転されたもとなる法的書類（証明書、契約書等）又はその他の典拠の名称による特定、並びにこのような書類の発効日及びファイル又は記録されている状態を明らかにすること。

(2) 被譲渡人からの情報

あなたがあなたの輸出許可証の譲渡を望む譲渡先の者は、あなたの要求に対して、以下の内容を含む署名した書状をあなたに提出しなければならない：

- (i) 被譲渡人は、輸出許可証が対象とする取引の主たる受益者であるか、主たる受益者の代理人を務めるものであること；
- (ii) 被譲渡人は、米国の管轄権に服する者であること；
- (iii) 被譲渡人は、米国からの品目の出荷管理に関して、輸出許可証のもとでのすべての権限と責任を負う者であること；
- (iv) 譲渡に関して何らかの対価が支払われているか否か、支払われることになるか；
- (v) 被譲渡人が外国の主たる当事者のために代理人として輸出を行う場合には、外国の主たる当事者の名前及び住所；並びに
- (vi) 輸出許可証が子会社又は企業に譲渡されることになっているか、あなたの資産又はビジネスのすべて或いは重要な部分を被譲渡人に譲渡する場合、被譲渡人は、輸出者を変更する法的権限として、被譲渡人に対して、輸出許可証で対象とする取引における譲渡人の義務を引き受け、履行すべき責務を課すことを保証しなければならない；並びに
- (vii) 以下の保証：

署名者は、輸出許可証番号（1件以上）_____が、私（我々）の要求により譲渡された場合、この（これらの）輸出許可証によってカバーされる注文の証拠となる書類はひとつ残らず、輸出管理規則 § 762 の記録保管条項に従って、保管され、要請があり次第利用できるようにすることを、ここに保証する。署名者は、さらに、これらの輸出許可証に関して輸出管理規則のすべての要求事項を順守することを保証する。

(c) 譲渡通知及び記録保管

BIS から別途指示がない限り、BIS から講じられる措置の通知がされるまで輸出許可証を保管しなければならない。譲渡要求が承認された場合、譲渡を承認する BIS から受け取った認可状及び輸出許可証を被譲渡人に送付しなければならない。譲渡要求が承認されない場合、輸出許可証を BIS に返還するか、自身で使用するを選択し、かつ、輸出許可証で課せられる責務を十分に果たすための法的及び事業上の能力を維持しておれば、自身で輸出許可証を使用しなければならない。あなたの最初の要求が、BIS から追加情報を理由に返送された場合、必要な情報を入手した後に、あなたの要求を再提出することができる。

§ 750.11 出荷許容差

ある状況において、米国からの品目を輸出するために発行された輸出許可証を、その輸出許可証で示され

る価額よりも多く輸出するために使用することができる。この追加される量は、出荷許容差と呼ばれる。本節では、輸出許可証保有者としてのあなたに、どの場合に出荷許容差を利用することができるか、及び使用が容認される出荷許容差の量を示す。

- (a) 輸出許可証で承認された品目の全数量を既に出荷した場合、この出荷許容差条項を使用できない。この輸出許可証においては、それ以上の出荷はできない。
- (b) あなたが輸出許可証で承認された全数量を出荷していない場合、その輸出許可証で承認された全数量までにおいて、以下に該当しない限り、1件の輸出許可に基づくあなたの全出荷価額は輸出許可証に記載されたドル総価額の10%まで超えることができる：
 - (1) あなたの輸出許可証に具体的な出荷許容差が明記されている場合；又は
 - (2) あなたの品目が供給供給不足理由で規制されており、異なる許容差が制定されている場合。(EAR § 754を参照のこと)。